

令和5年1月12日

舞鶴市議会副議長 肝付 隆治 様

議会運営委員会

委員長 今西 克己

議会の信頼回復に関する決議案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、舞鶴市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(別紙)

決議第1号

議会の信頼回復に関する決議（案）

議員は、市民の負託により市政に係る職責を有し、その負託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努めていく必要があります。そのためには、人としての倫理・道徳が求められることを深く認識しなければなりません。

しかし、このたび、現職議長が罰金30万円の略式命令を受ける不祥事が判明し、この事実を市民にも議会にも報告せず虚偽の説明を繰り返し、これにより議員辞職することとなりました。

本市議会は、「舞鶴市議会基本条例」にある「市民の代表として、常に良心と責任感をもって品位の保持に努めること」の条文にのっとり、この事例を一個人の不祥事としてとどめることなく、我々議員の一人ひとりが襟を正す事例として真摯に受け止め、議会政治の原点を再確認し、真に市民の負託に応えられる議会活動を誓うものであります。

今後、本市議会は、自らが市民の負託を受けた議員であるという地方自治の本旨に返って、法令を遵守し、市議会に対する市民の信頼を回復するために全力を尽くすものであります。

以上、決議する。

令和5年1月16日

舞 鶴 市 議 会